

令和6年4月から 重度心身障害者の医療福祉費支給制度(マル福)の対象が拡大されます

市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線122

マル福とは、健康保険証を使って医療機関等にかかった際の医療費の一部、または全部を助成する制度です。

▶新たに対象となる方

- ① 身体障害者手帳4級に該当し、かつIQ50以下(療育手帳B)と判定された方
 - ② 身体障害者手帳3級または4級に該当し、かつ精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳2級に該当し、かつIQ50以下(療育手帳B)と判定された方
- ※重度心身障害者マル福の助成を受けるには、所得制限があります。

▶申請方法

以下の書類をお持ちになり、市民課窓口で申請してください。

- ・健康保険証
- ・マイナンバーが分かるもの(本人・配偶者・扶養義務者)
- ・本人確認ができるもの
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳、判定結果書
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・委任状(本人・家族以外の方が申請に来る場合)



障害者差別解消法改正 事業者にも障がいのある方への 「合理的配慮の提供」が義務化されました

内閣府 政策統括官(政策調整担当) 障害者施策担当
☎03-5253-2111

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会を実現することを目指し、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から、「努力義務」とされていた事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」が「義務」となりました。

▶合理的配慮の提供とは？

事業者等に、障がいのある方から社会的バリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

例：筆談、読み上げ、代筆、
タブレット端末の利用、
介助など



詳細は、「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」をご覧ください。



児童扶養手当の額が改定されました

子育て支援課 ☎63-1111 内線386

児童扶養手当とは、ひとり親家庭等で児童を養育している方に支給される手当です。令和5年の全国消費者物価指数が前年と比べて+3.2%と公表されたため、令和6年度の児童扶養手当額は3.2%の引き上げとなり、令和6年4月から次の通り改定されました。

対象児童数		3月分まで	4月分から
1人目	全部支給	44,140円	45,500円 (+1,360円)
	一部支給※	44,130円 ～10,410円	45,490円～10,740円 (+1,360円～ +330円)
2人目の 加算額	全部支給	10,420円	10,750円 (+330円)
	一部支給※	10,410円 ～5,210円	10,740円～ 5,380円 (+330円～ +170円)
3人目 以降の 加算額	全部支給	6,250円	6,450円 (+200円)
	一部支給※	6,240円 ～3,130円	6,440円～ 3,230円 (+200円～ +100円)

※所得に応じて手当額が決定されます。

鹿島産業技術専門学院 スキルアップセミナー アーク溶接特別教育

茨城県立鹿島産業技術専門学院 ☎0299-69-1171

- ▶ **日時** 6月17日(月)、18日(火)、19日(水)
午前8時50分～午後5時
(3日間 計21時間)
- ▶ **場所** 鹿島産業技術専門学院
- ▶ **内容** 労働安全衛生法に基づく特別教育(修了者には修了証を交付)
- ▶ **定員** 10名(定員を超える場合は抽選)
- ▶ **申込期間** 4月15日(月)～5月8日(水)(必着)

受講料、申込方法等の詳細は
学院ホームページをご覧ください。



学院ホームページ

固定資産縦覧帳簿を 見ることができます

税務課 税務グループ ☎63-1111 内線135・136

土地、家屋の価格が記載されている令和6年度分の固定資産(土地・家屋)縦覧帳簿を見ることができます。

- ▶ **期間** 5月31日(金)まで(土日祝日を除く)
- ▶ **場所** 潮来市役所税務課(本庁舎1階)
- ▶ **縦覧できる方**

固定資産税(土地・家屋)の納税者、納税管理人、納税者の代理人(代理人の場合、委任状が必要)
※土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の、両資産の納税者は両方の縦覧帳簿を見ることができます。

木造住宅耐震診断の希望者を 募集します

都市建設課 都市計画グループ ☎63-1111 内線348

- ▶ **対象住宅**
昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工された建物で、階数が2以下の木造住宅。
※その他要件がありますので、詳細はお問合せください。
※り災証明で半壊以上の住宅は対象外となります。
- ▶ **対象者** 市内の対象建物の所有者または同居する家族の方(借家人を除く)。
市税の滞納がある方は受けられません。
- ▶ **個人負担** 2,000円
- ▶ **募集戸数** 1戸(募集戸数に達し次第締切)
- ▶ **募集期間** 4月15日(月)～9月30日(月)
- ▶ **申込方法** 所定の申込書に必要事項を記入し、添付書類と併せてお申込みください。
申込書は市ホームページから取得できます。
※必要書類等は市ホームページをご覧ください。

木造住宅耐震改修工事等の 費用を補助します

都市建設課 都市計画グループ ☎63-1111 内線348

- ▶ **対象要件**
 - ・耐震改修設計を伴う耐震改修工事または耐震建替工事であること。
 - ・募集期間中に適正に申請手続きを行い、当該年度の1月末日までに工事が完了すること。
 - ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工された階数が2以下の木造住宅であること。※その他要件がありますので、詳細はお問合せください。
- ▶ **補助額** 経費の5分の4(上限100万円)
- ▶ **募集戸数** 1戸(募集戸数に達し次第締切)
- ▶ **募集期間** 4月15日(月)～7月31日(水)
- ▶ **申込方法** 所定の申込書に必要事項を記入し、添付書類と併せてお申込みください。
申込書は市ホームページから取得できます。
※必要書類等は市ホームページをご覧ください。